

# 学校いじめ防止基本方針

小矢部市立東部小学校  
(令和6年4月改定)

## I いじめの定義と基本認識

### 【いじめの定義】 いじめ防止対策推進法 第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【基本認識】

「いじめは、絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの児童にも、どの場所でも、起こりうる」という認識をもち、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。嫌がらせや悪ふざけ等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命や身体に重大な危険を生じさせることを認識する。また、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在に注意を払い、集団的にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにする。

## II いじめの防止等に関する具体的方策

### 1 未然防止

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための取組を行う。

<具体的な対応策>

- ① 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」「できる授業」「学び合いの楽しさが実感できる授業」づくりに努める。
- ② 規範意識を高め、自分も相手も笑顔になる、「にっこり挨拶」「にっこり言葉」「にっこり行動」を推進し、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 道徳教育では、命の教育や人権教育を推進し、自他の命を大切にし、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。
- ④ 学級運営では、自己存在感や充実感を感じる学級での「居場所づくり」に努める。
- ⑤ 児童会活動では、児童の自主性を重んじ、いじめを生まない学校にするための取組を推進する。
- ⑥ 異年齢集団である「いなばっ子グループ」による活動を計画的に行い、他学年と関わることを通して、他との違いを理解し、尊重する心を育てる。
- ⑦ ネットトラブルを未然防止するため、外部団体や保護者と連携して、情報モラル教育を計画的に進める。

### 2 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的に認知する。

<具体的な対応策>

- ① 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、小さなサインを見逃さないようにする。また、教職員間の情報共有に努める。
- ② Q-U調査やアンケート調査「心は元気かな」を各学期に行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談を行う。
- ③ ほっとルームを活用して気軽に相談できる雰囲気をつくる。

### 3 早期対応

いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、関係児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

<具体的な対応策>

- ① いじめが発見された場合は、関係教師等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して、対応する。
- ② 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を行う。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守り通す。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応を行う。
- ④ 教育委員会へ報告する。必要に応じ、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- ⑤ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、謝罪する。
- ⑥ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命や身体、プライバシー等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに市教委や警察と連携して対応する。

### 4 再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。

<具体的な対応策>

- ① いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、再発を防止する。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、見守りを続け、必要な指導を行う。

## III いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等教職員と心理や福祉の専門家等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、年2回委員会を開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

### ■ 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に誠意をもって対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行い、連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。

### ■ 「いじめ防止サポート会議」の役割

- ・問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報を共有し、児童の見守りや支援に努める。（特別支援教育校内委員会と兼ねる場合もある）

## IV 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、PTAや地域、学校がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

<具体的な取組>

- ① 学校いじめ防止基本方針を公表し、入学時・年度の開始時に保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ② 家庭訪問や学校だより、ホームページ等を通じて、家庭との連携協力を行う。
- ③ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- ④ PTAや教育後援会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。（PTA総会、学級懇談会、学校関係者評価委員会等）

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味

- ・いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(例えば児童が自殺を企画した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を負った場合・精神性の疾患を発症した場合)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

#### ② 報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。不登校重大事態の場合は、7日以内に報告する。

#### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、以下の点に留意する。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り等の調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴き取り、迅速に保護者と協議して調査を行う。児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分に配慮する。

### 2 調査結果の提供及び報告

- ① 調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ② 適時・適切な方法で経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒や関係者のプライバシー保護に配慮する。
- ③ 調査結果の報告については、教育委員会を通じ市長に報告する。

## VI 年間計画

	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
一学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の実態についての共通理解（4月）</li> <li>・いじめ調査の実施（保護者・児童）（6月）</li> <li>・Q-U調査（6月）</li> <li>・教育相談（個人面談）（6月）</li> <li>・いじめ防止サポート会議（6月）</li> <li>・情報モラルについての講演会（6月）</li> <li>・いじめ防止対策委員会（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりの発行</li> <li>・自宅確認</li> <li>・学習参観</li> <li>・学級懇談会</li> <li>・保護者会</li> <li>・学校関係者評価委員会</li> </ul>
二学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学年Q-U調査（10月）</li> <li>・いじめ調査の実施（保護者・児童）（10月）</li> <li>・教育相談（個人面談）（11月）</li> <li>・いじめ防止サポート会議（11月）</li> <li>・いじめ防止対策委員会（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりの発行</li> <li>・学習参観</li> <li>・保護者会</li> </ul>
三学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ調査の実施（保護者・児童）（1月）</li> <li>・教育相談（個人面談）（2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりの発行</li> <li>・学校関係者評価委員会</li> <li>・学習参観</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>
随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の観察による実態把握</li> <li>・必要に応じた個別の教育相談</li> <li>・「にっこり挨拶」・「にっこり言葉」・「にっこり行動」の呼びかけ（各学級・児童委員会）</li> </ul>	